

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所監査室内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所(以下「本研究所」という。)における監査委員会が行う内部監査(以下「監査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、本研究所の業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、監査結果に基づく情報の提供及び改善並びに合理化のための助言等を通じて、本研究所の健全な運営を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、前条の目的を達成するために、業務及び会計について行うものとする。ただし、役員の業務及び各研究員による教育研究の個々の内容については、この限りでない。

(監査の種類及び方法)

第4条 監査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めるところにより実施する。

(1) 定期監査 年度監査計画に基づき行う内部監査で、事業年度ごとに定期的実施する。

(2) 臨時監査 理事長が特に必要があると認めた場合に行う内部監査で、臨時に実施する。

2 監査の方法は、原則として書面監査及び実地監査とし、その他監査責任者が適当と認める方法により実施するものとする。

(監査員)

第5条 監査員は理事長が任命した若干名の職員とし、専務理事を監査責任者とする。

2 監査員は、監査を行うに当たり、どのような制約も受けることはない。

3 理事長が特に必要があると認めるときは、監査員以外の者を特別監査員に指名して、監査に協力させることができる。

(監査員の権限)

第6条 監査員は、監査対象に対し、資料の提出、事実の説明、その他必要事項の報告を求めることができる。

2 監査対象は、前項の求めに対して正当な理由なくこれを拒否することはできない。

3 監査員は、必要に応じて、本研究所外の関係者に監査の内容の照会、又は事実の確認等を行うことができる。

(監査協力の義務)

第7条 監査対象は、監査が円滑かつ効果的に行われるよう、積極的に監査に協力しなければならない。

(遵守事項)

第8条 監査員は、監査を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)常に公正かつ不偏の態度を保持しなければならない。
- (2)知り得た情報を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。
- (3)監査対象の業務等について、指示又は命令してはならない。

(監事及び会計監査人との関係)

第9条 監査員は、監査を行うに当たり、必要に応じて会計監査人との連携を取りつつ、監査の向上を図るよう努めなければならない。

(監査の通知)

第10条 監査委員は、監査を実施しようとする時は、あらかじめ監査対象に対し監査の期日、監査の項目、監査員の氏名、職名等を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(監査の報告)

第11条 監査委員は、監査結果について監査報告書を作成し、理事長に報告する。ただし監査の結果、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(是正又は改善措置)

第13条 理事長は、前条第1項の報告に基づき、必要と認めるときは是正又は改善等の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

平成20年 8月1日改訂